

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福井労働局一般公示第 18 号

福井地方最低賃金審議会は、福井県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福井県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 7 月 27 日までに、福井地方最低賃金審議会（福井市春山 1 丁目 1 番 54 号福井労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 6 日

福井労働局長 佐藤 賢一郎

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく福井県最低賃金改正に係る意見陳述について

1 意見陳述の対象者

最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき福井県最低賃金改正に係る意見書を提出した者のうち、福井地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）において、意見陳述を希望する者について、審議会が審議に際し意見を聴く必要があると認め選定した者とする。

2 意見陳述の方法

- (1) 意見陳述を希望する者は、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく意見書の提出に併せ、審議会当日に意見陳述を行う者（以下「意見陳述人」という。）の所属、職氏名及び発言要旨等を記載した「意見陳述届」を届け出るものとする。
- (2) 意見陳述人は、1 団体 1 名とする（意見陳述人に介助等が必要な場合を除く。）
- (3) 審議会は意見陳述届の中から当日意見陳述を行う者を選定し、当該者に対し意見陳述の日時、場所等を通知する。
- (4) 意見陳述人の意見陳述時間は 10 分以内とする。ただし、意見陳述人が多数の場合は、それぞれの意見陳述時間を短縮することがある。
- (5) 意見陳述は、福井県最低賃金の改正の決定に関する内容に限るものとする。
- (6) 意見陳述後に審議会委員からの質問時間を設けるものとする。

3 意見陳述人遵守事項

- (1) 意見陳述人は指定された時刻までに審議会場に来場し、その際には、本人であることを明らかにする自動車運転免許証等を持参すること。
- (2) 審議会場への入退場は審議会事務局の指示に従うこと。
- (3) 意見陳述は審議会事務局から指定された席で行い、みだりに席を離れないこと。
- (4) 意見及び審議会委員からの質問に対する回答以外の発言をしないこと。
- (5) 審議会場内では携帯電話等の機器の電源を切り、写真撮影や録画、録音をしないこと。
- (6) 審議会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。
- (7) 審議会場にプラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刀類等危険物などを持ち込まないこと。
- (8) 酒気を帯びていないこと。
- (9) その他、審議会場では審議会会長及び審議会事務局の指示に従うこと。

4 意見陳述の中止等

遵守事項に反する行為があつた場合には、意見陳述を中止とし、退場となる
ことがある。

連絡先：福井地方最低賃金審議会 事務局

(福井労働局労働基準部賃金室 担当：矢村)

〒910 - 8559 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 9 階

TEL：0776 - 22 - 2691

意見陳述届

会 議 名		第 528 回 福井地方最低賃金審議会
日 時		令和 8 年 7 月 29 日（水）午前 10 時 00 分 開会
会 場		福井市開発 1－121－5 福井労働基準監督署 2階 大会議室
上記審議会における意見陳述人及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所 属		
職 氏 名		
連 絡 先	名 称	
	所在地	
	電 話	
発言要旨		

令和 年 月 日

(届 出 団 体)

(届出者氏名)

福井地方最低賃金審議会 事務局 宛